



三重県公報

令和5年4月4日 (火)

第 401 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
241	介護保険法の規定による指定市町村事務受託法人の指定	(長寿介護課)	2
242	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治山林道課)	2
243	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同)	2
244	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
245	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	4
246	建設工事に係る競争入札参加者の資格審査の申請の方法等	(建設業課)	4
247	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	6
248	同件	(同)	6
249	三重県物件等入札に係る競争入札参加者の資格について	(出納局)	7
選 管 告 示			
27	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	7
28	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	9
29	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動及び指定の取消しの届出	(同)	9
30	政治団体の解散の際における収支報告書の要旨の公表	(同)	9
31	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	9
32	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	10
33	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	10
公 安 委 告 示			
11	少年指導委員の委嘱	(公安委員会)	11
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	12
	家畜人工授精師免許証の交付	(畜産課)	12
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	12
	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(都市政策課)	13
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	13
	県営住宅の入居希望者の募集	(住宅政策課)	13
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(管財課)	15
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	16
正 誤			
	令和5年3月10日付け三重県公報第394号	(道路管理課)	19

告 示

三重県告示第 241 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定しました。

令和 5 年 4 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

事務所の名称	事務所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	代表者の氏名	指 定 年 月 日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
鈴鹿亀山介護認定調査センター	三重県鈴鹿市神戸 1 丁目 22-35 第 4 不二ビル 2 階	株式会社日本ビジネスデータープロセッシングセンター	兵庫県神戸市中央区伊藤町 119 番地	池 惠二	令和 5 年 4 月 1 日	要介護認定調査事務	無

三重県告示第 242 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 解除予定保安林の所在場所
熊野市紀和町矢ノ川字後地 755 番 40、755 番 41
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 243 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 244 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 4 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

F マート桑名東店、(仮称) スギ薬局桑名東店
桑名市大字大福 678 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5 年 11 月 21 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,203 ㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	81 台	縦覧による
合 計	81 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場 1	9 台	縦覧による
駐輪場 2	9 台	縦覧による
合 計	18 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	24.0 ㎡	縦覧による
荷さばき施設 2	24.0 ㎡	縦覧による
合 計	48.0 ㎡	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	7.00 ㎡	縦覧による
廃棄物保管施設 2	3.50 ㎡	縦覧による
合 計	10.50 ㎡	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社一号館	午前9時00分	午後9時45分
スギホールディングス株式会社	午前9時00分	午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	2箇所	縦覧による
合計	2箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設1	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設2	午前6時から午後10時まで

7 届出の日

令和5年3月20日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和5年4月4日から同年8月4日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第245号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和5年4月4日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテUNY星川店
桑名市大字星川字十二 835 ほか 34 筆

2 桑名市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和5年4月4日から同年5月8日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第246号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第4条第1項の規定により、建設工事に係る競争入札参加者の資格及び当該資格審査の申請の方法等を次のとおり告示します。

なお、対象となる案件の開札時点において有効な三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。以下「規則」といいます。）第4条第3項に規定する三重県建設工事等入札参加資格者名簿に既に登載されている者については、この告示の規定による審査の申請を行う必要はありません。

令和5年4月4日

三重県知事 一 見 勝 之

1 調達する物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第4号に規定する建設工事に係る特定役務の調達契約（以下「特定調達契約」といいます。）

2 競争入札参加者の資格

入札参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
- (3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可を受けているとともに、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（審査基準日が入札参加資格審査申請日の1年7月前の日以後で最新のものに限り）を受けていること。
- (5) 入札（見積）、契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等において必要な許可を有していること。
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。）。

3 申請の時期及び時間

随時、申請を受け付けます。ただし、三重県の休日を守る条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。

なお、受付時間は午前9時から午後5時までとします。

4 提出書類

規則第4条第2項に規定する申請書に次の書類を添付して提出しなければなりません。

(1) 法人の場合

- ア 登記事項証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り）（写し可）
- イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り）（写し可）
- ウ 建設業許可証明書（写し可）
- エ 建設業許可申請時に提出した営業所一覧表（委任先がある場合）
- オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限り）
- カ 印鑑証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り）（写し可）
- キ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- ク その他知事が必要と認めた書類

(2) 個人の場合

- ア 身分証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り）（写し可）
- イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り）（写し可）
- ウ 建設業許可証明書（写し可）
- エ 建設業許可申請時に提出した営業所一覧表（委任先がある場合）
- オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限り）
- カ 印鑑（登録）証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り）（写し可）
- キ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- ク その他知事が必要と認めた書類

5 受付場所

郵便番号 514-8570

津市広明町13番地

三重県県土整備部建設業課

電話 059-224-2723 ファクシミリ 059-224-3290

6 提出方法

持参によります。

7 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成してください。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

- 8 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間、変更の届出及び資格の有効期間の更新手続
 - (1) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間
入札参加資格認定の日から令和6年3月31日までとします。
 - (2) 変更の届出
規則第5条の規定によります。
 - (3) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間の更新手続
更新手続はありません。
- 9 申請者への資格審査結果の通知
資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）します。

三重県告示第 247 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年4月4日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称
四日市市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画下水道事業
第1号公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和46年12月17日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成29年三重県告示第252号及び令和4年三重県告示第200号の事業地に桜町字東桂谷を追加し、新正三丁目、新正四丁目、新正五丁目、曙町、曙二丁目、寿町、大字赤堀字八郎兵衛縄、赤堀三丁目、石塚町、赤堀南町、大字松本、大字松本字東川原及び字風呂田、松本一丁目、ときわ三丁目、ときわ四丁目、ときわ五丁目、日永一丁目、日永二丁目、日永三丁目、大字日永字岡山、字貝之谷、字口山、字登城山、字祢宜谷及び字母ヶ坂、大字泊村字西奥及び字南奥、日永東一丁目、日永東二丁目、日永西一丁目、日永西二丁目、東日野町字溝野、字天王森、字道之上及び字南川原、西日野町字溝野、字小溝野、字東浦及び字八幡、室山町字垣内、字五反田、字八幡及び字八反田、八王子町字稲田、字高花、字出雲、字登り、字富里及び字里前、笹川三丁目、笹川八丁目、東日野一丁目、東日野二丁目、波木町字溝野及び字満足谷、貝家町字溝野、采女町字森ヶ山、森カ山町、小古曾町字西谷、小古曾町四丁目、小古曾五丁目、智積町字椿谷、桜町字大坂ノ上、桜台二丁目地内において事業地を変更する。

三重県告示第 248 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和5年4月4日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称
桑名市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
桑名都市計画下水道事業
桑名市長島町公共下水道
- 3 事業施行期間

平成 5 年 12 月 17 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

三重県告示第 249 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年三重県規則第 84 号)第 4 条第 1 項の規定により、物件等入札に係る競争入札参加者の資格を、次のとおり告示します。

令和 5 年 4 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 2 条第 3 号に規定する物品等又は同条第 4 号に規定する特定役務

2 入札参加に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければなりません。

- (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 実施する入札ごとに入札公告で定める資格を有する者であること。

3 入札参加申請の方法

入札ごとに入札公告において、参加に必要な書類及び提出先を示します。

4 資格の有効期間

参加を申請した入札のみ有効とします。

5 資格の有効期間の更新手続

更新手続は、ありません。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 27 号

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 4 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
かみまり後援会	坂 正 春	千 馬 恵 美	四日市市小古曾 2-9-19	令和 5 年 2 月 21 日	
川崎としや後援会	川 崎 俊 哉	川 崎 晃 美	四日市市松本三丁目 1-11	令和 5 年 1 月 17 日	
鈴 鹿 の 党	中 村 哲 也	中 村 よしゑ	鈴鹿市東江島町 27-23	令和 5 年	

すみやすいまちづくりをめぐした鈴鹿の会	松葉谷 佳彦	松葉谷 滋子	鈴鹿市下大久保町 755		2月20日 令和5年 2月10日	
みやざき由佳後援会	宮崎 由佳	宮崎 孝一	四日市市西坂部町 3792-1		令和5年 2月9日	
森川幸子後援会	森川 幸子	森川 慎	四日市市桜新町 2-52		令和4年 12月12日	
山本よしひさ後援会	金山 忠列	小久保 太朗	鳥羽市神島町 75		令和5年 2月6日	
りんちゃんと一緒に活動しよう!	山崎 倫敬	山崎 倫敬	津市安濃町内多 1000-1		令和5年 2月22日	
2 届出事項の異動						
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
参政党三重第2支部	杉本 奈央	会計責任者	東川 茂和	豊岡 光	令和5年 3月1日	政党
自由民主党三重県第三選挙区支部	石原 正敬	会計責任者	位田 嘉則	諸岡 高幸	令和5年 2月28日	政党
伊賀薬剤師連盟	村上 博之	代表者	村上 博之	田中 哲生	令和4年 7月1日	
		会計責任者	森田 友基	山中 知巳		
伊藤まさよし後援会	水野 秀秋	会計責任者	松尾 一次	伊藤 国男	令和5年 1月30日	
幸福実現党三重県本部	小川 恭彦	代表者	小川 恭彦	長谷川 植	令和5年 1月10日	
こんどうなほ後援会	近藤 奈歩	会計責任者	近藤 太一	杉本 奈央	令和5年 3月1日	
世古明後援会	大西 弘義	代表者	大西 弘義	向井 悦也	令和5年 1月16日	
世古やすひで後援会	世古 安秀	主たる事務所の所在地	鳥羽市国崎町 319	鳥羽市国崎町 733-4	令和5年 1月6日	
多様な人が暮らす街をめぐす会	笠井 真人	主たる事務所の所在地	亀山市御幸町 318-1	亀山市みずほ台 14-74	令和5年 1月5日	
藤田宜三後援会	藤田 宜三	主たる事務所の所在地	鈴鹿市西条8丁目 7	鈴鹿市花川町 217-1	令和5年 2月1日	
三重県美容政治連盟	中澤 弘喜	会計責任者	中澤 弘喜	加藤 肇	令和4年 12月21日	
三重県木材産業振興連盟	落合 賢治	代表者	落合 賢治	野地 洋正	令和4年 5月30日	
		会計責任者	前田 勉	深田 透	令和3年 5月31日	
山下こうじ後援会	山下 晃治	会計責任者	山下 恵治	山下 信治	令和5年	

任者

1 月 30 日

三重県選挙管理委員会告示第 28 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 4 月 4 日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	中 西 正 洋 備考
片岡なおひろ後援会	木 下 学	令和 5 年 1 月 11 日	
川崎俊哉後援会	川 崎 敏 子	平成 23 年 4 月 30 日	
清水明後援会	清 水 明	令和 4 年 12 月 27 日	
中村久雄後援会	中 村 久 雄	令和 4 年 12 月 31 日	
山口英子後援会	小 山 均	令和 4 年 8 月 1 日	
山下こうじ後援会	山 下 晃 治	令和 5 年 1 月 30 日	

三重県選挙管理委員会告示第 29 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出及び同項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 4 月 4 日

		三重県選挙管理委員会委員長		中 西 正 洋	
1 資金管理団体の異動					
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
辻 内 裕 也	辻内裕也後援会	公職の種類	県議会議員	市議会議員	令和 5 年 2 月 10 日
藤 田 宜 三	藤田宜三後援会	主たる事務所の所在地	鈴鹿市西条 8 丁目 7	鈴鹿市花川町 217-1	令和 5 年 2 月 1 日
2 資金管理団体の指定の取消し					
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日			
中 村 久 雄	中村久雄後援会	令和 4 年 12 月 31 日			

三重県選挙管理委員会告示第 30 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和 5 年 4 月 4 日

		三重県選挙管理委員会委員長		中 西 正 洋	
川崎俊哉後援会					
報告年月日		令和 5 年 1 月 24 日(平成 23 年 4 月 30 日解散)			
1	収入総額	0 円			
	前年繰越額	0 円			
	本年收入額	0 円			
2	支出総額	0 円			
3	翌年への繰越額	0 円			

三重県選挙管理委員会告示 31 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 4 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定(昭和54年三重県選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
病院		病院	
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>伊勢市御菌町高向</u>	<u>医療法人全心会伊勢ひ</u>	<u>伊勢市常盤2丁目7番28</u>	<u>医療法人全心会伊勢慶</u>
<u>810-1</u>	<u>かり病院</u>	<u>号</u>	<u>友病院</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
伊勢市御菌町高向字上	<u>医療法人全心会伊勢老</u>	伊勢市御菌町高向字上	<u>伊勢赤十字老人保健施</u>
千田775番1	<u>健ひかり</u>	千田775番1	<u>設虹の苑</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和5年三重県選挙管理委員会告示第7号は、廃止します。

令和5年4月4日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

50分の1の数 29,340

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 283,373

三重県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示します。

令和5年三重県選挙管理委員会告示第8号は、廃止します。

令和5年4月4日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

選挙区名	3分の1の数
津市	74,943
四日市市	84,884
伊勢市	34,579
松阪市	43,876
桑名市・桑名郡	39,594
鈴鹿市	53,066
名張市	21,472
尾鷲市・北牟婁郡	9,064
亀山市	13,162
鳥羽市	5,025
熊野市・南牟婁郡	9,915
いなべ市・員弁郡	19,089
志摩市	13,637
伊賀市	23,579

三 重 郡 18,166
 多 気 郡 12,778
 度 会 郡 12,171

公安委告示

三重県公安委員会告示第 11 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり少年指導委員を令和 5 年 4 月 1 日委嘱しました。

令和 5 年 4 月 4 日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
葛 山 幹	桑名警察署生活安全課 電話番号0594-24-0110	桑名警察署管轄区域
西 村 健		
伊 藤 薫	いなべ警察署生活安全課 電話番号0594-84-0110	いなべ警察署管轄区域
近 藤 久 嗣		
伊 藤 義 明	四日市北警察署生活安全課 電話番号059-366-0110	四日市北警察署管轄区域
加 藤 一 英		
田 中 茂 毅	四日市南警察署生活安全課 電話番号059-355-0110	四日市南警察署管轄区域
加 藤 重 哉		
八 鳥 幸 治		
池 地 美 稚 子		
羽 木 良 介	四日市西警察署生活安全課 電話番号059-394-0110	四日市西警察署管轄区域
黒 子 忠 久		
木 之 下 八 郎	亀山警察署生活安全課 電話番号0595-82-0110	亀山警察署管轄区域
石 井 光 幸		
若 林 幸 太 郎	鈴鹿警察署生活安全課 電話番号059-380-0110	鈴鹿警察署管轄区域
福 井 雅 子		
森 邦 彦		
矢 頭 敏 明	津警察署生活安全課 電話番号059-213-0110	津警察署管轄区域
山 口 郁 夫		
倉 田 忠		
伊 藤 誠 司		
小 西 博	津南警察署生活安全課 電話番号059-254-0110	津南警察署管轄区域
服 部 浩 也		
庄 司 伸		
辻 文 敏	松阪警察署生活安全課 電話番号0598-53-0110	松阪警察署管轄区域
齋 藤 隆 弘		
田 中 博		
服 部 薫		
小 川 祐 治		
杉 谷 和 也		
坪 田 幸 雄	大台警察署生活安全刑事課	大台警察署管轄区域
山 口 恵 照		

村田 明 雄	電話番号0598-84-0110	
中 村 幸 弘	伊勢警察署生活安全課 電話番号0596-20-0110	伊勢警察署管轄区域
西 山 衆 造	鳥羽警察署生活安全課 電話番号0599-25-0110	鳥羽警察署管轄区域
伊 東 裕 康	熊野警察署生活安全刑事課 電話番号0597-88-0110	熊野警察署管轄区域
朝 尾 友 子		
莊 司 裕	紀宝警察署生活安全刑事課 電話番号0735-33-0110	紀宝警察署管轄区域
川 邊 勝 道		
石 橋 広 保	伊賀警察署生活安全課 電話番号0595-21-0110	伊賀警察署管轄区域
大 井 秀 俊		
中 谷 幸 雄	名張警察署生活安全課 電話番号0595-62-0110	名張警察署管轄区域
森 岡 敬 一		

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 4 月 4 日
三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
朝日町
- 2 調査を行った期間
令和 4 年 6 月から令和 5 年 1 月まで
- 3 成果の名称
朝日町（東廻り①-2）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
朝日町柿地内
- 5 認証年月日
令和 5 年 3 月 17 日

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

令和 5 年 4 月 4 日
三重県知事 一 見 勝 之

氏名	免許番号	免許年月日	備考
伊藤 みのり	970	令和 5 年 3 月 9 日	牛

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）多気・大台地区【ほ場整備 大台町】の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6

か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年4月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和5年4月5日から同年5月2日まで
- 3 縦覧の場所
大台町役場建設課（多気郡大台町佐原 750 番地）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、多度町小山土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

令和5年4月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
多度町小山土地区画整理組合
桑名市多度町多度 580 番地 1（103 街区 1 画地）
- 2 事業施行期間
平成12年6月20日から令和9年3月31日まで
- 3 施行地区
東工区
桑名市多度町小山字西谷通、字東谷通、字貝殻谷及び字中之谷の各一部並びに多度字祢宜谷の一部
西工区
桑名市多度町小山字西塚原、字東塚原、字西谷通、字貝殻谷、字中之谷及び字大谷の各一部
- 4 設立認可の年月日
平成12年6月20日
- 5 変更認可の年月日
令和5年4月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和5年4月4日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 3月20日	度会郡玉城町佐田字アラコ 411-5 ほか2筆	松阪市早馬瀬町 91-2 不動産パートナー 長谷川 陽 一
令和5年 3月22日	桑名郡木曾岬町大字中和泉 30-1 の一部	桑名市東正和台 6-8-8 ファインビラ 202 三輪 久志
令和5年 3月23日	いなべ市員弁町北金井字富山 1609-5	いなべ市員弁町大泉新田 1374-1 ツヴァイテ 205 鈴木 太 一

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和5年4月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 受付期間
令和5年4月4日（火）から同月30日（日）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効と

します。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和5年6月7日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

- 北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
- 中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102
- 南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数 (優先戸数)
北勢 ブロック	桑名	川成（一般・単身可）	1
	川越	豊田一色（一般）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般・単身可）	2 (1)
		あこず（高齢者・単身可）	1
		あこず（一般・単身可）	1
		笹川（子育て向）	1
		笹川（高齢者・単身可）	2
		笹川（一般・単身可）	1
		笹川第二（高齢者・単身可）	1
		笹川第二（一般・単身可）	1
		河原田（一般・単身可）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	4 (2)
		桜島（高齢者・単身可）	1
		桜島（一般・単身可）	2 (1)
中勢伊賀 ブロック	津	千里（一般・単身可）	1
		白塚（高齢者・単身可）	1
		一身田（一般・単身可）	1
		結城（高齢者・単身可）	2
		ミレニ北口（一般）	1
	伊賀	服部（一般・単身可）	2 (1)
		カーサ上野（一般）	2 (1)
南勢 ブロック	松阪	大黒田（高齢者・単身可）	1
		五反田（一般・単身可）	2 (1)
		粥田（高齢者・単身可）	1
		粥田（一般・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		和屋（高齢者・単身可）	1
		エスペラント末広（一般）	1
		伊勢	旭（高齢者・単身可）
	旭（一般・単身可）		1
	城田（一般・単身可）		1
	西豊浜（一般・単身可）		1
	五十鈴川（身障者）		1

東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	井土（身障者）	1
		久生屋（高齢者・単身可）	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚約者、同性パートナー、内縁関係にあるもの及び里親に委託されている児童を含む。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ ア又はイに掲げる者（連帯保証人は除く。）と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から2年を経過していないこと。

- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 緊急連絡人を確保すること。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含まれます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年4月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 物品等の名称及び数量 三重県本庁舎議事堂議場音響設備（設置・調整を含む）一式
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町13番地
総務部 管財課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和5年3月27日
- 4 落 札 者 三重県桑名市大字東方649番地1
朝日電気工業株式会社 三重営業所 所長 山田 春夫
- 5 落 札 金 額 入札価格 97,000,000円

契約金額 106,700,000 円

- 6 決 定 手 続 一般競争入札
7 入 札 公 告 日 令和5年2月7日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年4月4日

三重県警察本部長 難波正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

申請自動受付装置賃貸借（保守付き）

※ 納入、調整等の諸経費を含む。

(2) 契約の特質等

購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限及び設置・調整等

ア 納入期限

令和6年12月27日（金）

イ 設置・調整等

(ア) 警察庁総合試験に参加する機器（運転免許センターに設置）

令和6年7月31日（水）

※ 警察庁総合試験の日程に対応すること。対象機器及び警察庁総合試験の具体的な日程は別途提示する。

(イ) 上記以外の機器

令和6年10月31日（木）

(4) 履行場所（納入場所）

三重県警察本部交通部運転免許センター及び各警察署

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和5年4月25日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札

候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。(2)及び(3)は、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書を提出(FAX可)してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書(第1号様式)
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) メンテナンスサービス体制表(別紙様式1)
- (5) 機器等・役務リスト(別紙様式2)及び機能確認書(別紙様式3)

提出された機器等・役務リスト及び機能確認書に基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札を無効扱いとします。機器等・役務リストには、今回対応可能な機器(機種数制限なし。提出は1回のみ。)について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器確認に3~4週間を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 中村
電話 059-222-0110(内線)2261 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和5年5月19日(金)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和5年5月15日(月)17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和5年5月15日(月)17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年5月19日(金)15時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留で郵送してください。

提出締切日時 令和5年5月19日(金)15時30分まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受 取 人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案 件 名 申請自動受付装置賃貸借(保守付き)入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年5月19日(金) 15時40分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

また、予算の関係上、入札価格の構成比率は、概ね以下のとおりとします。

委託料(導入委託料) 14.75%

使用料及び賃借料(72月間の賃貸借料及び保守経費) 85.25%

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Lease Contract of the Automatic application acceptance device.
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:30 P.M. on Friday, May 19, 2023.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:30 P.M. on Friday, May 19, 2023.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:40 P.M. on Friday, May 19, 2023.
- (4) Managing Authority:
Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters
1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514
Tel:059-222-0110 (EXT. 2261)
Fax:059-226-9917

正 誤

令和5年3月10日付け三重県公報第394号に登載しました、道路の供用開始及びその関係図面の縦覧の公告中
ページ 行 誤 正
6 下から14 令和5年3月17日 令和5年3月15日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
